

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツマスターズ関係標章の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)標章規程に基づき、日本スポーツマスターズ関係標章(以下「標章」という。)の使用の際に必要となる事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 日本スポーツマスターズマーク(図形)
- (2) 「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (3) 「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」を含む結合語又は造語
- (4) 競技別ロゴマーク(図形)
- (5) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (6) その他(1)乃至(5)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用できる者は、次に掲げる者のみとし、使用する際には、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

- (1) 日本スポーツマスターズ実施中央競技団体(以下「中央競技団体」という。)
- (2) 日本スポーツマスターズ開催地実行委員会(開催決定地を含む)(以下「実行委員会」という。)
- (3) 日本スポーツマスターズ開催地都道府県体育協会等(開催決定地都道府県体育協会等を含む)(以下「都道府県体育協会等」という。)
- (4) 日本スポーツマスターズオフィシャルスポンサー、大会サプライヤー、大会サポート(以下「大会協賛社」という。)
- (5) その他本会が認める者

(非営利目的使用の申請)

第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、本条2項に定める手続き、又は申請を本会に行い、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
 - (2) 日本スポーツマスターズ開催地実行委員会(開催決定地を含む)が使用する場合。
 - (3) その他本会が日本スポーツマスターズに関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
2. 前項の規定による手続き、又は申請は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中央競技団体及び都道府県体育協会等については、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。
3. 本会は、前項の規定による申請があつた場合、その内容が各号のいずれかに該当する場合を除き、標章の使用を承認するものとする。
- (1) 本会の品位を傷つけ、または傷つける恐れのあるとき。
 - (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える恐れのあるとき。
 - (6) 使用目的が明らかでないとき。
 - (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

- 第5条 営利を目的として標章の使用ができるのは、大会協賛社のみとし、大会協賛社が標章の使用を希望する場合は、別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会に提出し、その承認を得るものとする。
2. 本会は、前項の申請を受けた際、前条第3項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は標章の使用を承認するものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 別添の「日本スポーツマスターズ標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
 - (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
 - (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項第1号から第3号に定める使用の場合は、その明示を免除するものとする。

(使用の期限)

- 第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

(承認内容の変更)

- 第8条 標章の使用をする者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書(別紙様式2)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。
2. 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査する。
3. 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認する。

(承認内容の取消)

- 第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2. 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
3. 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
4. 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

(損失補償等の責任)

第10条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(本規程の変更)

第11条 本規程は、本会広報・スポーツ情報専門委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

(附則)

1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成19年4月1日より施行)を改定し平成23年6月24日より施行する。
2. 本規程は、平成24年6月6日から施行する。
3. 本規程は、平成24年12月7日から施行する。
4. 本規程は、平成30年4月1日から施行する。